

告 示

埼玉県告示第百九十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（区域線測量業務）

三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

四 作業期間

令和元年五月十四日から令和二年三月六日まで